

# 平成28年度 保育所入所案内

保育所の入所申し込みについてのご案内です。  
内容をよくご確認のうえお申し込みください。

## 入所受付

平成28年1月6日（水）から平成28年1月29日（金）※土日祝除く

※受付期間終了後も随時受付を行いますが、状況によってはご希望に添えない場合があります。

## 申込先

佐賀保育所	黒潮町佐賀 920	TEL55-2117
大方くじら保育所	黒潮町上川口 1068-1	TEL44-1112
大方中央保育所	黒潮町入野 5695	TEL43-0511
南部保育所	黒潮町田野浦 164-2	TEL43-3481
教育委員会学校教育係	黒潮町佐賀 1092-1	TEL55-3190

## 1 申し込みに必要な書類

申し込みに必要な書類は以下の3種類です。

(1) 「施設型給付・地域型保育給付費 支給認定(変更)申請書・現況届(兼 特定教育・保育施設・特定地域型保育事業 入所(園)申込書)」(児童1人につき1通ずつ必要です)

(2) 保育ができないことを証明する書類(保護者全員)

	父母の状況	必要書類
①	働いている	就労証明書(雇用主に証明してもらう) ※保育時間(標準・短時間)を決定するため、就労されている方は、必ず就労証明書が必要となります。 ※自営業の方は、「確定申告書」など、事業を行っているという客観的な書類を提出ください。
②	仕事先が内定している	就労証明書(雇用主に証明してもらう)
③	仕事を探している	就労証明書(求職中であることを民生児童委員に証明してもらう)
④	妊娠・出産	母子健康手帳のコピー
⑤	病気・ケガのため	診断書
⑥	障がいがある	障がい者手帳等のコピー
⑦	親族等の介護のため	要介護者の診断書または介護が必要だとわかる客観的な書類
⑧	学校に通っている	在学証明書
⑨	その他の理由	事情の聞き取りを行い判断します。

※保育ができないことの証明について、関係者に確認のための連絡をさせていただく場合があります。

(3) 保育料を決めるための書類

平成27年1月1日時点と平成28年1月1日時点で黒潮町に住民登録がある方	提出不要 (町の保有する資料により保育料を決定します)
平成27年1月1日時点で黒潮町に住民登録がない方	平成27年1月1日時点に住所のあった市町村の「平成27年度(平成26年分)住民税課税証明書(保護者全員)」
平成28年1月1日時点で黒潮町に住民登録がない方	平成28年1月1日時点に住所のあった市町村の「平成28年度(平成27年分)住民税課税証明書(保護者全員)」

## 2 保育の必要性の認定

### (1) 支給認定（保育の必要性）の決定・支給認定証の交付

平成27年4月から子ども・子育て支援新制度施行に伴い、保育所等を利用するためには、「保育を必要とする事由」に応じて「保育の必要性」の認定（支給認定）を受けなければいけません。

#### 【保育を必要とする事由】

「保育を必要とする」とは、保護者のいずれもが、次にあげる事由のいずれかに該当する場合をいい、事由によって支給認定の有効期間が決まります。

- ①就労（パートタイム、自営業、居宅内労働含む）
- ②妊娠・出産（妊娠中～産後8週）
- ③保護者の疾病、障がい
- ④親族の介護・看護
- ⑤災害復旧
- ⑥求職活動（起業準備を含む）
- ⑦就学（職業訓練校等における職業訓練を含む）
- ⑧虐待やDVのおそれがあること
- ⑨育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいて、継続利用が必要な状況であること
- ⑩上記に類する事由であると町長が認める場合

#### 【認定区分】

認定区分	対 象	利用できる施設・事業
1号認定	保育を必要としない満3歳以上の児童	幼稚園 認定こども園（教育部分）
2号認定	<u>保育を必要とする</u> 3歳以上の児童	保育所 認定こども園（保育部分）
3号認定	<u>保育を必要とする</u> 3歳未満の児童	保育所 認定こども園（保育部分） 地域型保育事業（※）

※地域型保育事業とは、満3歳未満の児童を保育する施設で、町の基準を満たし認可した施設です。

※平成28年4月現在、黒潮町内で利用できる施設・事業は保育所（佐賀保育所、大方くじら保育所、大方中央保育所、南部保育所）となります。

【支給認定の有効期間】

支給認定の有効期間は認定区分によって、次のようになります。保育を必要とする事由が変わるときには申請をしてください。

＜原則＞

認定区分	有効期間
1号認定	小学校就学の始期に達するまで
2号認定	
3号認定	満3歳に達する日の前日まで

＜原則とは異なる有効期間＞

保育を必要とする事由	有効期間
②妊娠・出産	出産日から起算して8週間を経過する日の翌日が属する月の月末まで
⑥求職活動 (起業準備を含む)	効力発効日から同日から起算して90日を経過する日が属する月の月末まで
⑦就学(職業訓練校等における職業訓練を含む)	保護者の卒業予定日又は修了予定日が属する月の末日まで
⑨育児休業中の継続利用	事情を勘案した期間(例:育児休暇開始時が小学校就学の始期に近いときは小学校就学の始期に達するまで、など)

(2) 保育の必要量に応じた区分

2号認定または3号認定に該当する児童は、保育が必要な事由によって利用できる時間が異なります。

区分	利用できる時間	事由
保育標準時間	1日最長11時間まで	<ul style="list-style-type: none"> <li>・就労等の状況：1カ月120時間以上</li> <li>・保護者の疾病、障がい</li> <li>・親族の介護・看護</li> <li>・妊娠・出産</li> <li>・災害復旧</li> <li>・就学(職業訓練校等における職業訓練を含む)</li> <li>・虐待やDVのおそれがあること</li> </ul>
保育短時間	1日最長8時間まで	<ul style="list-style-type: none"> <li>・就労等の状況：1カ月48時間以上</li> <li>・保護者の疾病、障がい</li> <li>・親族の介護・看護</li> <li>・求職活動(起業準備を含む)</li> <li>・就学(職業訓練校等における職業訓練を含む)</li> <li>・育児休業中の継続利用</li> </ul>

## ○認定の例

就労等の状況	認定区分
父親…就労(1日7.5時間以上かつ月16日以上勤務) 母親…就労(1日7.5時間以上かつ月16日以上勤務)	【認定区分】2号又は3号認定 【保育時間】保育標準時間
父親…就労(1日7.5時間以上かつ月16日以上勤務) 母親…妊娠・出産	【認定区分】2号又は3号認定 【保育時間】保育短時間
父親…就労(1日7.5時間以上かつ月16日以上勤務) 母親…求職活動	【認定区分】2号又は3号認定 【保育時間】保育標準時間
災害復旧、虐待やDVのおそれ	【認定区分】2号又は3号認定 【保育時間】保育標準時間

※保育時間(保育標準時間・保育短時間)の認定は、うえの例にかかわらず、勤務の開始・終了時間などの実態に合わせて認定を行います。

※保育標準時間と保育短時間で保育料は別々に定められます。保育短時間認定の場合は、午後4時以降の保育について、延長保育料が発生します。(午後4時から午後5時30分までの場合100円、午後4時から午後6時30分まで200円)

## 3 保育所について

### (1) 保育所とは

保育所は、保護者が働いていたり、病気などによりご家庭で十分な保育ができない(保育の必要性が認められる)場合に、保護者に代わってお子さんを保育することを目的とする児童福祉施設です。

したがって、保育所は次に掲げる入所要件に該当する場合に入所できるものであり、どのような家庭状況でも入所できるものではありません。

### (2) 入所の要件

保育所に入所できる児童は、原則として、「保育の必要性の認定」において、「2号認定」または「3号認定」を受けた児童になります。

※保護者の育児休業明けで入所を希望される場合、入所できるのは原則育児休業明けの2週間前からとなります。

※幼児教育を目的とすることや、集団生活に慣れさせるため、家事、育児等の軽減目的は入所の理由になりません。

※入所理由が妊娠・出産、求職中等の場合は保育の必要性が認められる期間が限定されますので、保育の実施期間については希望に添えないことがあります。

※求職中の方は就労等が決まり次第、就労証明書を提出してください。入所後一定期間を過ぎても就業等とならない場合は、再度、認定申請が必要です。

(3) 入所の決定について

入所が決定した方は、「保育所入所承諾書」により通知いたします。(4月入所の場合、3月中旬を予定)入所できない場合は、「入所不承諾通知書」により通知いたします。

(4) 保育時間等

①保育時間(集団で保育を行う時間)

平日：8：00～16：00

土曜日：8：00～12：00

②保育標準時間・保育短時間及び延長保育料について

- ・保育標準時間…最長 11 時間利用可能

平日・土曜日：7：30～18：30

- ・保育短時間…最長 8 時間利用可能

平日・土曜日：8：00～16：00

保育短時間の場合に、午後4時以降保育を行う場合には、延長保育料がかかります。

時間等	延長保育料
午後4時から午後5時30分まで	100円/回
午後5時30分から午後6時30分まで	100円/回
当該月又はその翌月に保育必要量の認定区分が標準保育時間認定へ変更となることが見込まれる場合	月額1,000円を上限とする。

(5) 休所日

- ①国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

- ②日曜日

- ③12月29日から翌年の1月3日まで

- ④台風などの災害や病気の集団感染など児童の安全管理上、又は保育所の運営上町長が特に必要と認める日

(6) 準備物の確認

準備物については、直接保育所に確認をお願いします。

(7) 給食

全ての保育所の調理室で調理員が作っています。

栄養士がメニューを作成し、おいしく食べてもらえる給食づくりを心掛けています。

離乳食は成長の段階に応じた対応を、また食物アレルギーを有する児童については除去食を提供しています。

3歳児未満児は、主食(ごはん)を含めた完全給食です。3歳以上児は副食(おかず)のみですので、主食(ごはん)をお持ちください。

## 4 保育所等への入所に係るマイナンバー記載と本人確認について

平成 28 年 1 月 1 日から行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（マイナンバー法）が施行され、保育所等への入所申請や保育必要量の変更申請に、個人番号（マイナンバー）を記載することが義務づけられます。これは、保育料を決定するための税情報の取得や障がい者の世帯であるかなどの業務に利用するためとなっています。各種申請書に個人番号の記載欄がある場合は、記載していただきますようお願いいたします。個人番号の記載（提供）を拒否される場合には、各自で課税証明書や認定に必要な書類を提出していただくことになります。

### （1）個人番号確認と本人確認の取扱いについて

個人番号を記載した申請書により入所等の申請を行う場合には、

- ①個人番号の確認
- ②申請者の本人確認

が必要となりました。

#### ①個人番号の確認

保護者本人が保育所や教育委員会に書類を提出する際には、保護者本人の個人番号が確認できる書類等（個人番号カード、個人番号通知カード、住民票等）の呈示が必要となります。

保護者でない方が書類を提出する場合は、上記に加えて、その方の個人番号が確認できる書類等の呈示、本人確認ができる書類の提示、委任状の提出が必要となります。

#### ～お願い～

書類提出時には個人番号の確認させていただく必要があります。個人番号カードや個人番号通知カードなどの個人番号が確認できるものを呈示してください。

保護者でない方の手続きは、手続きが複雑となりますので、できるだけ保護者が手続きしていただきますようお願いいたします。また、親族でない友人・知人での代理手続きは、個人番号の漏洩に繋がる恐れもありますので、お控えください。

#### ②申請者の本人確認

申請者の本人確認については、運転免許証など顔写真が入ったもので行うことになっています。しかし、保育所は送迎等により保護者の皆様と面識があり、人違いでないことが十分に確認できる環境にあります。

このような場合には、法的にも本人確認を省略できる規定がありますので、黒潮町の保育入所等における申請時の本人確認については、次のように取扱いをします。

【保育所での手続きの場合】

- 保護者が手続き ⇒ 本人確認は不要
- 保護者でない者（祖父母など）が手続き  
⇒ 法に規定する本人確認を行う

【教育委員会での手続きの場合】

- 入所中の児童で保護者が手続き ⇒ 本人確認は不要
- 入所中の児童で保護者でない者（祖父母など）が手続き  
⇒ 法に規定する本人確認を行う
- 新規入所の手続き ⇒ 法に規定する本人確認を行う

※兄妹等が入所している場合で、保護者が手続きをする場合は不要

(2) 法に規定する本人確認の方法

【保護者が手続き時に主として必要なもの】

- ①個人番号カードがある場合 ⇒ 個人番号カード（顔写真入り）
- ②個人番号カードがない場合（アとイ両方が必要です。）  
⇒ ア 個人番号通知カード（顔写真なし）  
イ 身分証明（運転免許証、運転経歴証明書、旅券、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード、特別永住権証明書 のいずれか）
- ③上記①～②の提示が困難な場合  
⇒ ア 個人番号が確認できる書類（住民票など）  
イ 身分証明（運転免許証、運転経歴証明書、旅券、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード、特別永住権証明書 のいずれか）

【保護者でない者（祖父母など）が代理で手続き時に主として必要なもの】

次の①～③の確認書類が全て必要となります。

- ①委任状（申請書、申込書の委任の欄に必要事項をご記入ください。）
- ②代理人の身分証明（個人番号カード、運転免許証、運転経歴証明書、旅券、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード、特別永住権証明書 のいずれか）
- ③本人（保護者）の個人番号確認（個人番号カード又はその写し、通知カード又はその写し、個人番号が記載された住民票の写し・住民票記載事項証明書又はその写しのいずれか）

## 5 保育料

保育料は、家庭への影響を考慮し、児童の年齢等に応じて定める額を保護者等扶養義務者に負担していただくもので、入所と同時に納付義務が発生します。保育料は世帯にかかる課税額によって決まりますので、一律ではありません。

※保育料以外に、実費が必要になる場合があります。

### (1) 保育料の決定方法

- ①保育料は、世帯の町民税所得割額により決定します。
- ②基本的には、両親の課税額を合算し保育料を決定しますが、場合によって両親以外の生計の中心者で決定します。
- ③住宅借入金等特別控除及び配当控除等の税額控除前の金額で算定します。
- ④町民税は毎年6月に決定されるため、4月から8月までの保育料は前年度の度町民税所得割を、9月から3月までの保育料については当該年度の町民税所得割額を基に決定します。

前年度町民税額で決定					当該年度町民税額で決定						
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月

- ⑤年齢区分は入所年度の4月1日現在の年齢となり、その年度中は誕生日がすぎても年齢区分は変わりません。

### (2) 税額調査

保育料の算定に当たっては、町が保有する公簿（税務資料）を基に決定します。修正申告などで年度途中で税額の変更などがあった場合は、4月から8月までの保育料については4月まで、9月から3月までの保育料については9月まで遡って納付いただくこととなりますので、ご了承ください。

### (3) 納付について

保育料の納付は、「口座振替」または「納付書払い」のいずれかの方法になります。

なお、口座振替は毎月月末です（月末が休日の場合は翌営業日、12月分は12月25日になります）。月末に引き落としできなかった場合は翌15日（15日が休日の場合は翌営業日）に再度引き落としを行います。

#### ○取扱金融機関（口座振替も利用できます）

- ・高知はた農協、高知銀行、四国銀行、幡多信用金庫、愛媛銀行、高知信用金庫、四国労働金庫
- ・高知県信用漁業協同組合連合会佐賀町支店および町内各代理店
- ・四国内のゆうちょ銀行および郵便局

※口座振替をされていて、納付義務者が変更となる場合は再度口座振替のお手続きをお願いします。

#### ○納付書が使えるコンビニ（全国の各店舗）

- ・スリーエフ、サークルK、サンクス、ローソン、ファミリーマート、デイリーヤマザキ、ヤマザキデイリーストア、ヤマザキスペシャルパートナーショップ、エブリワン、MMK 設置店、くらしハウス、ココストア、コミュニティ・ストア、スーパー北海道、スリーエイト、生活彩家、セイコーマート、セーブオン、セブンイレブン、タイエー、ハセガワストア、ポプラ、ミニストップ

※コンビニで取扱いできないもの

- ・納付書にバーコード印字がないもの
- ・納付書1枚の金額が30万円をこえるもの
- ・納付書に記載されている納付期限を20日経過しているもの
- ・納付書のバーコード部分が汚れたり、破れたりして読み取りができないもの
- ・金額を訂正したもの

### (4) 滞納処分

保育料の納付がないときは、督促状や催告書の送付のほか、財産の差押えなどの滞納処分を行います。保育料は必ず納期限までに納入ください。

参考：保育料表（平成 27 年度）

階層区分		満3歳以上		満3歳未満	
		保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間
①生活保護世帯		0	0	0	0
②市町村民税非課税世帯	母子世帯等	0	0	0	0
	その他	6,000	5,800	9,000	8,800
③-1市町村民税均等割の額のみ世帯	母子世帯等	11,000	10,800	17,500	17,200
	その他	12,000	11,700	18,500	18,100
③-2所得割課税額7,000円未満	母子世帯等	14,000	13,700	18,000	17,600
	その他	15,000	14,700	19,000	18,600
③-3所得割課税額48,600円未満	母子世帯等	15,500	15,200	18,500	18,100
	その他	16,500	16,200	19,500	19,100
④所得割課税額97,000円未満		27,000	26,500	30,000	29,400
⑤所得割課税額169,000円未満		34,000	33,400	44,500	43,700
⑥所得割課税額301,000円未満		35,000	34,400	49,000	48,100
⑦所得割課税額397,000円未満		36,000	35,300	50,000	49,100
⑧所得割課税額397,000円以上		37,000	36,300	51,000	50,100

- 1 年齢の区分については、4月1日現在の満年齢とする。
- 2 この表における地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第2号の所得割額を計算する場合には、同法第314条の7、第314条の8、同法附則第5条第3項、第5条の4第6項及び第5条の4の2第5項の規定は適用しないものとする。
- 3 この表における母子世帯等とは、次のいずれかに該当する世帯とする。
  - (1) 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第1項又は第2項に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養している者の世帯
  - (2) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により身体障害者手帳の交付を受けている、又は厚生労働大臣の定めるところにより療育手帳の交付を受けている者の属する世帯
  - (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者の属する世帯
  - (4) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）の規定により特別児童扶養手当の支給を受けている、又は国民年金法（昭和34年法律第141号）の規定する障害基礎年金等を受けている者の属する世帯
- 3 この表の掲げる保育料は満3歳以上については食事（副食に限る）を含み、満3歳未満については食費（主食及び副食）を含む。

施設型給付・地域型保育給付費 支給認定（変更）申請書・現況届（記入例）

様式第1号（第4条関係）

施設型給付・地域型保育給付費 支給認定（変更）申請書・現況届  
（兼 特定教育・保育施設・特定地域型保育事業 入所（園）申込書）

黒潮町長 様  
施設長 様

平成 28 年 1 月 20 日

次の事項に同意したうえで施設型給付・地域型保育給付費支給認定（「保育の必要性」の認定）を申請します。  
・支給認定、保育所等の利用調整、保育料の決定にあたって課税状況など町が保有する公簿にて調査・確認をすること及び当該情報を町から保育所等へ提供すること。  
・子ども・子育て支援法では、支給認定証の交付については申請後 30 日以内に交付するとされているが、申請が集中するなど、支給認定の審査に時間を要した場合、支給認定証の交付まで 30 日以上経過すること。

申請児童	氏名 (ふりがな) 黒潮 太郎		生年月日 平成 25 年 5 月 5 日	性別 男・女	認定番号 認定を受けている場合のみ 1 2 3
	保護者 居住地 連絡先	(氏名) 黒潮 一郎 (氏名) 黒潮 花子	(居住地) 黒潮町入野 XXXX 番地 XX 同上	電話番号 (自宅) 0880-43-XXXX 携帯 ( ) 090-XXXX-XXXX 携帯 ( ) 090-XXXX-XXXX	
保育の希望の有無 (有無に○)	保護者の就労又は疾病等の事由により、保育施設等において保育の利用を希望する場合 (児童虐待等との併用の場合を含む) 有 無 : 幼稚園等の利用を希望する				

※「保育施設等」とは、保育所、認定こども園（保育部分）、小規模保育施設、認定こども園（教育部分）をいい、「幼稚園等」とは、幼稚園、認定こども園（教育部分）を指す。

町内や町外の保育所等を利用したい場合は「有」に○をしてください。  
町外の幼稚園等を利用したい場合は「無」に○をしてください。

①保育の利用を必要とする事由等 ※うへの保育の希望

保育の利用を必要とする事由 (該当箇所に☑)	児童との続柄	<input checked="" type="checkbox"/> 就労 <input type="checkbox"/> 妊娠・出産 <input type="checkbox"/> 疾病・障害 <input type="checkbox"/> 介護等 <input type="checkbox"/> 災害 <input type="checkbox"/> 求職活動 <input type="checkbox"/> 就学 <input type="checkbox"/> 虐待・DV <input type="checkbox"/> 育児休業 <input type="checkbox"/> その他	父
		<input checked="" type="checkbox"/> 就労 <input type="checkbox"/> 妊娠・出産 <input type="checkbox"/> 疾病・障害 <input type="checkbox"/> 介護等 <input type="checkbox"/> 災害 <input type="checkbox"/> 求職活動 <input type="checkbox"/> 就学 <input type="checkbox"/> 虐待・DV <input type="checkbox"/> 育児休業 <input type="checkbox"/> その他	母
希望する利用時間 (該当箇所に☑)	希望認定区分 <input checked="" type="checkbox"/> 保育標準時間 (7:30~18:30内の最長11時間) <input type="checkbox"/> 保育短時間 (8:00~16:00の最長8時間)		利用希望時間 7時30分~18時30分

保育所を利用する場合はいずれかの理由が必要です。

②世帯の状況

ひとり親世帯等の適用有無	<input checked="" type="checkbox"/> 無 ・ 有 ( <input type="checkbox"/> ひとり親等世帯 <input type="checkbox"/> 在宅障害者(児)のいる世帯 )					
生活保護の適用の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 無 ・ 有 ( 平成 年 月 日 保護開始 )					
区分	(ふりがな) 氏名	児童との続柄	生年月日	性別	職業(勤務先)又は学校名等	個人番号(マイナンバー)
世帯の状況 (申請児童含む)	くろしお いちろう	父	大昭平 55. 4. 4	男	〇〇運送	XXXX-XXXX-XXXX
	黒潮 一郎					
	くろしお はなこ	母	大昭平 55. 3. 3	女	〇〇病院	XXXX-XXXX-XXXX
	黒潮 花子					
	くろしお たらう	本人	大昭平 25. 5. 5	男	大方中央保育所	XXXX-XXXX-XXXX
	黒潮 太郎					
くろしお ようこ	妹	大昭平 26. 6. 6	女	大方中央保育所	XXXX-XXXX-XXXX	
黒潮 陽子						
			大昭平 . .			
			大昭平 . .			

同居の世帯の状況を記入ください。

③利用を希望する期間、希望する施設等

利用を希望する期間	平成 28 年 4 月 1 日から 平成 29 年 3 月 31 日まで	
利用を希望する 施設（事業者）名	施設（事業者）名・希望理由	
	第1希望 大方中央保育所	（希望理由） 家から近いため
	第2希望 大方くじら保育所	（希望理由） 勤務途中にあるため
	第3希望	（希望理由）

④自宅付近の地図

↑  
N

自宅周辺の地図をご記入ください

⑤利用を希望する2年以内に引っ越しをされた方は前住所

前住所	
-----	--

※2年以内に引っ越しをされた方や、保護者が町外の住所である場合は課税証明書が必要になります。

※町記載欄（記入の必要はありません）

認定の可否	認定者番号	認定区分等
可 否 （否とする理由）	年 月 日認定	<input type="checkbox"/> 1号 <input type="checkbox"/> 2号 <input type="checkbox"/> 3号 （ <input type="checkbox"/> 標準 <input type="checkbox"/> 短時間）
支給（入所）の可否		支給（利用）期間
可 <input type="checkbox"/> 施設型 <input type="checkbox"/> 地域型 <input type="checkbox"/> 特例施設型 <input type="checkbox"/> 特例地域型 否（否とする理由）		自 年 月 日 至 年 月 日
入所施設（事業者）名	備考	

※施設記載欄（幼稚園等を経由して町に提出する場合）

受付日	年 月 日
施設（事業者）名	
担当者・連絡先	（担当者）
	（連絡先）
入所契約（内定）の有無	有（契約・内定）【 契約・内定 年 月 日】 ・ 無
備考	

就労証明書（記入例）

就 労 証 明 書

【保護者】

住 所	黒潮町入野 XXXX 番地 XX		
氏 名	黒潮 一郎	児童との続柄	(父)・母・その他 ( )

【働いている・仕事先が内定している】

お 勤 め の 方	勤 務 先	〇〇運送			
	雇用形態	正社員	臨時	非常勤	パート
自 営 業 の 方	自営業 農林業 漁業 その他 ( ) ※確定申告書等を提出				
仕 事 の 内 容	商品の運送サービス				
1カ月あたりの勤務日数	1カ月あたり約 22日				
1 日 あ た り の 就 労 時 間	勤務時間が決まっている 始業時間 時 分から終業時間 時 分 (実働時間 時間 分)				
	勤務時間が不定 1日あたり約 時間				
	交代勤務				
	始業時間 7時00分から終業時間 16時00分 } の間で平均実働 8時間 始業時間 11時00分から終業時間 20時00分 } 始業時間 時 分から終業時間 時 分 }				
通 勤 距 離 及 び 時 間	往復	Km	1日あたり	時間	分
雇 用 期 間	期限なし (就労中)・就労開始予定 期限あり (平成 年 月 日まで) 更新予定 有・無				
産前・産後休暇の期間	平成 年 月 日から平成 年 月 日まで取得予定				
育児休暇の期間	平成 年 月 日から平成 年 月 日まで取得予定				
黒潮町長 様 上記のとおり相違ないことを証明いたします。 平成 27年 1月 20日 事業所住所 黒潮町入野 XXXX 番地 XX 事業所名 株式会社 〇〇運送 電話番号 0880-43-XXXX 代表者 代表取締役 黒潮 慎太郎					

仕事の形態などについて記載ください。

お勤めの方は雇用主に証明をいただいでください。自営の方は証明の上、確定申告書の写しなど、事業を行っている客観的な書類を提出ください。

【求職中】

求職活動の内容	ハローワーク	職業紹介会社	その他 ( )
黒潮町長 様 求職活動の状況について、上記のとおり確認しました。 平成 年 月 日 民生児童委員 住 所 氏 名			

求職中の方は、求職活動の内容を記載の上、民生児童委員に証明をいただいでください。